

増改築等工事証明書について

一定の要件を満たすリフォームを行った場合には、税制の優遇措置を受けることができます。減税制度を利用するためには工事の内容を特定するため、増改築等工事証明書等の所定の証明書が必要となります。

＜増改築等工事証明書の発行者＞

証明書を発行できる者は以下のいずれかとなります。

- ① 建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士
- ② 指定確認検査機関
- ③ 登録住宅性能評価機関
- ④ 住宅瑕疵担保責任保険法人

※リフォーム事業者であっても①～④のいずれかの者以外は証明書を発行できませんのでご注意ください。

※①の者が証明を行う場合、証明を行うリフォーム工事自体に携わっている必要はありません。その場合、設計図書や実地調査等に基づき証明を行います。

＜証明書発行にあたっての添付書類＞

増改築等工事証明書にその他の書類の添付は不要ですが、発行に当たり以下の書類等をご確認ください。

- ・ 申請家屋の登記事項証明書等
- ・ 工事請負契約書等
- ・ 設計図書等
- ・ 補助金交付額決定通知書等（補助金等を受ける場合）

※申告には増改築等工事証明書以外の書類も必要となりますので所定の窓口へご確認ください。

＜各制度ごとの記載箇所＞

制度の種類		大規模修繕、模様替等	耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化
所得税	住宅ローン減税 (償還期間10年以上の住宅借入金等を利用して一定のリフォームをした場合)	I. 1. (1) ~ (3) ※上記の改修工事が該当する箇所を記載ください。					- (注)
	ローン型減税 (償還期間5年以上の住宅借入金等を利用して一定のリフォームをした場合)	-		I. 2. (1) ~ (3) ※上記の改修工事が該当する箇所を記載ください。			
	投資型減税 (借入金有無を問わず、一定のリフォームをした場合)	-	I. 3. (1) ~ (3) ※上記の改修工事が該当する箇所を記載ください。				
固定資産税	-	II. 1 - 1.	証明書は市区町村窓口へご確認ください。	II. 2.	-	II. 1 - 2. 又はII. 2	

※1枚目の証明申請者等、15, 16枚目の証明者の欄は全ての制度で共通して記載が必要です。

※平成29年4月以降の様式について記載しています。過去の様式は取扱いが異なるためご注意ください。

(注) 大規模修繕、模様替等に該当する場合は、その該当箇所に記載してください。

○ 証明書の記載例やよくある質問、対象工事の詳細は下記をご覧ください。

「リフォームの減税制度」((一社) 住宅リフォーム推進協議会HP)

<http://www.j-reform.com/zeisei/index.html#honpen>